

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 13 日

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

令和 5 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
に関する周知について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

本年度も、食費等の物価高騰等に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（以下「特別給付金」という。）が支給されることとなりました。

特別給付金は、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当受給者又は令和 4 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）を受給された方については、申請不要で受給することが可能です。ただし、それ以外で支給要件に該当する世帯については、御自身で申請を行っていただく必要がある場合があります、対象世帯となる可能性がある方々に対し、幅広く周知を行う必要がございます。つきましては、各都道府県及び市区町村におかれては、下記のとおり、管内の自立相談支援機関等の支援関係機関に対し、特別給付金について周知いただくとともに、関係機関において生活困窮世帯等への相談支援等を行う際に、併せて特別給付金の周知を行っていただきたい旨御案内くださいますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 周知方法

各都道府県及び市区町村におかれては、自立相談支援機関等の関係機関に対して、別添の周知広報用チラシを共有いただき、特別給付金の支給対象者となる

ことが考えられる相談者等へ周知いただくよう、御案内のほどよろしく願いいたします。

自立相談支援機関等の関係機関におかれては、相談者等が来所する窓口に当該チラシを設置いただくとともに、必要に応じて個別に配布いただく等、特別給付金について周知いただきますよう、よろしく願いいたします。なお、上記の方法は一例であり、より効果的と考えられるその他の方法で周知いただいても差支えありません。

2. 周知時期

本事務連絡を御確認いただき、準備が整い次第、周知をお願いします（特別給付金の申請受付開始時期は、市区町村ごとに定めることとなっています）。

なお、周知期間としては、可能な限り、令和6年2月末までを目途にお願いいたします。

3. 添付資料

給付金概要

本給付金に係る周知広報用チラシ

<給付金にかかる連絡先>

(ひとり親世帯分)

こども家庭庁支援局 家庭福祉課

扶養手当係

E-Mail: kateifukushi.fuyouteate@cfa.go.jp

(ひとり親世帯以外分)

こども家庭庁支援局 家庭福祉課

就業支援係

E-Mail: kosodatekyuufu@cfa.go.jp

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

- ◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

(1) 支給対象者	<p>① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（*）（その他低所得の子育て世帯） ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>* 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にプッシュ型で給付</p><ul style="list-style-type: none">・ 児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者・ 対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）・ 直近で収入が減収した世帯</div>
(2) 給付額	児童一人当たり一律 5万円
(3) 実施主体	<p>① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村 ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）</p>
(4) 費用	全額国庫負担（10/10） ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担
(5) 予算額	1,551億円（事業費1,485億円、事務費66億円）
(6) スケジュール	<p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給（申請不要） ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等について、可能な限り5月までに支給（申請不要）</p> <p>※①②いずれも、直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）</p>



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ
子育て世帯生活支援特別給付金
のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者**であった方
（申請の可否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方）

②

- 令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）
であって
- 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

- 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ **こども家庭庁コールセンター**（受付時間：平日9:00～18:00）

0120-400-903

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）担当窓口」までお問い合わせください。

3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

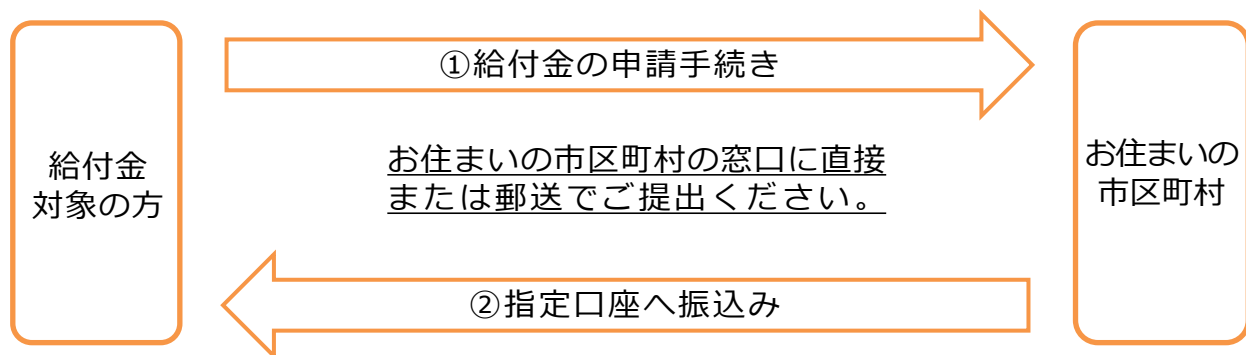
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。
- ▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等）に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合、受給拒否届出書を市区町村に提出ください。
- ※ 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方（例. 収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方

② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)担当窓口」までお問い合わせください。

3. 給付金の支給手続き

■ 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

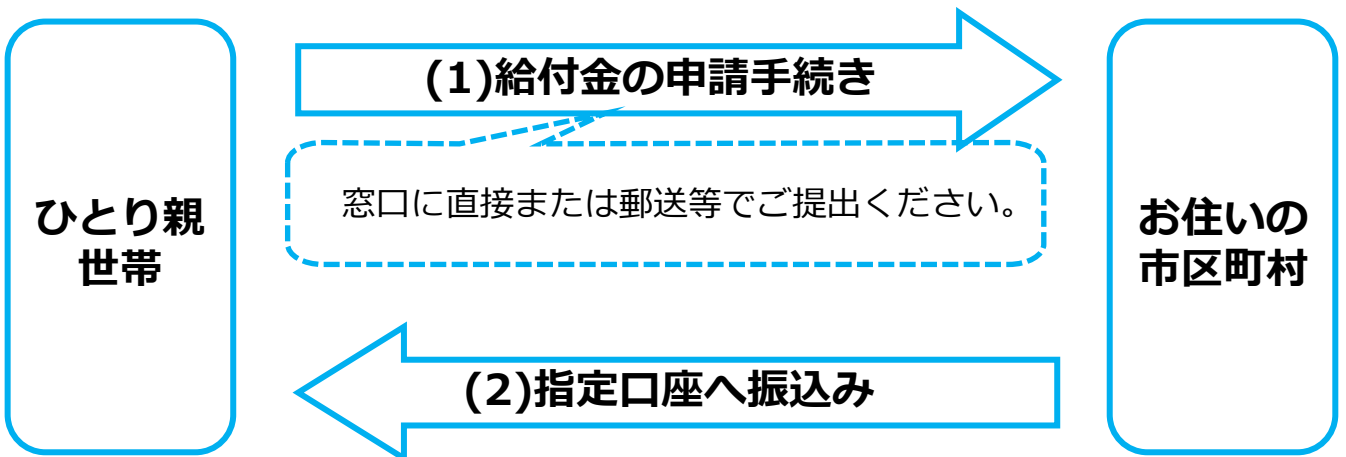
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月頃**、児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住いの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送等**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。